（様式１）

（宛先）岡崎市長

年　　月　　日

岡崎市ＵＩＪターン就業・起業者移住費補助金交付申請書兼実績報告書

岡崎市ＵＩＪターン就業・起業者移住費補助金交付要綱第５条に基づき、補助金の交付申請及び実績報告をします。又、裏面誓約事項について、これを遵守します。

１　申請者

フリガナ		性別	生年月日（西暦）
氏名	（署名又は記名押印）		年　　月　　日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス （任意）			

２　補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は移住した家族の人数 （１の申請者は含まない。）		人
市費補助金の額	円				上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 （申請者の配偶者を除く）		人
転入日（西暦）	年　　月　　日				転入日時点の 満年齢	歳	
補助金 の種類		就業（一般）※			就業（専門）		
		起業			関係人口		
	※就業（一般）の場合は申請対象となる求人管理番号						

３－１　就業先の法人等、勤務地（就業場所）の内容
（上記２で補助金の種類が”就業”に該当する場合のみ記入してください。）

就業先の法人名	
勤務地の住所※	

３－２　起業の内容（上記２で補助金の種類が”起業”に該当する場合のみ記入してください。）

起業形態（いずれかに○）		法人		個人事業
法人名又は屋号				
所在地				

３－３　関係人口の内容（上記２で補助金の種類が“関係人口”に該当する場合のみ記入してください。）

※関係人口に関する申出書（様式１別紙３）を添付してください。

４　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

裏面「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A．誓約する		B．誓約しない
裏面「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A．同意する		B．同意しない
今回の移住に関して、国・県から他の助成金を受給していません。（又は受給する予定はありません）		A．受給していない又はその予定がない。		B．受給している又はその予定がある。
申請日から５年以上継続して岡崎市に居住する意思について		A．意思がある		B．意思がない
（就業又は関係人口（起業を除く）の場合のみ記載） 申請日から５年以上継続して就業する意思について		A．意思がある		B．意思がない
（就業（一般）又は関係人口の場合のみ記載）転入日時点の満年齢について		A．５０歳以下		B．５１歳以上

※　各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

＜裏面があります。＞

５　転出元での住所

※住民票を移す直近１年以上かつ通算５年以上、東京23区又は東京圏に在住していたことがわかる住所を最終の住所から順に記載してください。

期　　間	住　　所

６　転出元での状況（該当する欄に○を付けてください）

東京23区		在住		在勤		在住＋在勤

７　東京23区への在勤履歴
（上記６で転出元での状況が“在勤”又は“在住＋在勤”に該当する場合のみ記入してください）

※１　住民票を移す直近１年以上かつ通算５年以上の在勤履歴を記載し、それぞれの勤務先が発行する退職証明書（別紙２）など在勤期間が確認できる書類を添付してください。

※２　東京23区への在勤後、移住前までに東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。
ただし、当該東京23区外の在勤履歴がある場合は移住支援金の支給対象となりません。

※３　通学期間を合算する場合は、東京23区内の大学等へ通学していた期間を記載し、通学期間及び通学していた大学等の所在地が分かる書類を添付してください。

期間	就業先（又は通学先）	就業地（又は通学地）

８　アンケート（該当する欄に○を付けてください。起業の場合は「a」のみご回答ください。）

a. 補助金が移住の後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
b. 補助金が対象企業を選んだ後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
c. 求人情報について、どちらから情報を得ましたか		①　あいちUIJターン支援センターホームページ		②　バイトルNEXT、スタンバイのいずれか
		③　①②以外のWebサイト（サイト名：　　）		④　ハローワーク
		⑤　④以外の職業紹介所		⑥　その他求人情報誌等（媒体名：　　）

○補助金の交付申請に関する誓約事項（確認した誓約事項の□欄にレ点を付けてください。）

□	１　補助金事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び岡崎市から求められた場合には、それに応じます。
□	２　以下の場合には、岡崎市ＵＩＪターン就業・起業者移住費補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。 ⑴　虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額 ⑵　補助金の申請日から３年未満に岡崎市から転出した場合：全額 ⑶　補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合（就業及び関係人口（起業を除く）の場合のみ）：全額 ⑷　補助金の申請日から１年以内に、勤務地が岡崎市以外へ変更となった場合：全額 ⑸　あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額 ⑹　補助金の申請日から３年以上５年以内に岡崎市から転出した場合：半額

○移住支援事業に係る個人情報の取扱い

愛知県及び岡崎市は、愛知県移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、愛知県及び岡崎市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

※提示書類及び添付書類

【提示書類】

◆本人確認ができる身分証明書　◆振込先口座が確認できる預貯金口座の通帳

【添付書類】

◆住民票（世帯全員）の写し　◆住民票の除票（世帯全員）の写し　◆退職証明書
◆就業証明書（就業者、関係人口（起業を除く））
◆起業支援金交付決定通知書のコピー（起業者（関係人口による起業を除く）のみ）
◆その他申請者の要件を満たすことを証する書類
（例：労働条件通知書のコピー、雇用保険被保険者証のコピー、廃業届）
◆市税の完納証明書（岡崎市で課税対象とならない方は直近の市区町村民税の納税証明書）
（添付書類の詳細は、岡崎市役所商工労政課　TEL0564-23-6351までお問合せください。）

整理番号（岡崎市使用欄）	問合せシート：	申請状況シート：